

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見

平成 29 年 7 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社ドンキホーテホールディングス

当社は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利
確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」
という。）等に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ス
tock・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられる
ため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該権利確定条件付き有
償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける
労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプショ
ン会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。
この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

権利確定条件付き有償新株予約権（以下、「有償新株予約権」）については、企業会計
基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関
する会計処理」の適用範囲になる金融商品の「取引」とすることが適切であり、この提
案に同意しない。

当社は、有償新株予約権について、役員や従業員（以下、「付与対象者」）が現金を抛
出し、その対価として新株予約権を受け取るという金融商品の「取引」であると理解し
ており、付与対象者が職務執行や労働の対価として新株予約権を受け取るという「報酬」
とは異なる性質のものであると考えている。無償のストック・オプションであれば、付
与時の公正価値が労働の対価（報酬）として解されていることに異論はない。有償新株
予約権は、公正価値相当の現金の払込みを要する以上、「対価性のある金融商品取引＝投
資」であり、報酬として解することには異論が残る。

実務対応報告公開草案第 17 項(1)によれば、「権利確定条件付き有償新株予約権は、そ
の付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストッ

ク・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引（付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引）と類似している。」とあるが、そもそも「付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴」という有償新株予約権の大前提を除いてしまっており、その大前提を除いたままで「類似している」と論じることに見出せない。また、ストック・オプション会計基準第2項(2)では、「自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するもの」と定めていることから、有償新株予約権と当該ストック・オプションを同列に考えることは論理的に様々な矛盾が生じてくる。

質問2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

質問1の理由欄に記載したとおり、有償新株予約権は「金融商品取引＝投資」であり、職務執行や労働等のサービスの対価である「報酬」として付与対象者等に新株予約権を給付する意図はなく、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬には該当しない。そのため、ストック・オプション会計基準及び適用指針に準拠した取扱いをする根拠が不明確である。

質問3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

質問1の理由欄に記載したとおり、有償新株予約権は「対価性のある金融商品取引＝投資」であり、職務執行や労働等のサービスの対価である「報酬」としてのストック・オプションの会計基準及び適用指針に準拠してしまうのは違和感がある。

質問4（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

本公開草案では「現行の会計処理を容認」とあるが、「原則として遡及適用」という前提としての文言がある以上、企業に対して遡及適用を半ば強制的に課しているように見える。現状の記載では「従来採用していた会計処理」を継続する理由について企業側に一定の説明責任を生じさせることにも繋がる可能性があり、遡及適用と従来期の会計処理の適用を並列のものとして位置付け、企業の判断で任意に選択可能、というような内容の表現に改めるべきである。

質問5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

なし

以 上